

子ども・子育て支援法、市町村子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援法

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に成立。「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える新たな子ども・子育て支援制度が創設されました。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法第 61 条」において、すべての自治体が策定を義務づけられている、5 年を一期とした法定計画です。

3 半田市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする第 1 期計画を策定。

第 1 期計画の計画期間満了に伴い、国の制度変更や社会情勢の変化などを反映させ、子ども・子育て支援の更なる充実のため、第 2 期計画を策定しました。

4 第 2 期半田市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

(2) 基本理念 すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

(3) 計画対象 生まれる前から概ね 18 歳までの子どもとその家庭。

また、地域や子育て支援を実施する団体等

(4) 施策の展開

①子ども・子育て支援法に基づく施策（計画書 35～59 ページ）

教育・保育事業	地域子ども・子育て支援事
施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園 地域型保育給付 ・小規模保育 ・事業所内保育 など	・延長保育事業 ・一時預かり ・地域子育て支援拠点事業 ・放課後児童健全育成事業 （学童保育） ・病児・病後児保育事業 ・妊婦健康診査 など 12 事業

計画には、各事業の計画期間の利用量を見込み（量の見込み）、対応策（確保の方策）を示しています。

②施策の体系に基づく重点的に進める取組（半田市独自）

本市の子ども・子育て支援に係る取組みをライフステージ毎に以下の施策の方向性に分類し、体系図として示しています。また、このなかから特に重点的な取組として 26 項目を示しています（計画書 26～33 ページ）。

ライフステージ	施策の方向性
妊娠準備 ～ 出産	① 安心して出産できる環境づくりを推進する
就園前	② 乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する
就学前	③ 幼児教育・保育の充実を図る
就学後	④ 子どもの教育や育成支援の充実を図る
全ライフステージ 共通	⑤ 安心して子育てが行える環境の充実を図る ⑥ 子育てにやさしい社会の形成を推進する ⑦ 仕事と家庭の両立を支援する

（５）計画策定、検討体制

半田市子ども・子育て会議や検討部会（関係部課職員で構成）

（６）その他

「量の見込み」とは

○幼稚園や保育所などについて、将来必要となる利用人数の見込み。

○子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における「幼児教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を算出することとなっています。

○算出にあたっては、ニーズ調査を行い、その結果から得られる事業の利用状況や利用意向等を用いて、国にから示された計算方法を基本とし、見込みを行います。

「確保の方策」とは

○量の見込みに対応する各事業の提供体制。

○量の見込みとの差がある場合は、実施時期を定め事業の整備が必要です。